

「ドイツ政府による CSR 政策の実践 ——人権と経済の持続可能性のために」

法政大学大学院 後期博士課程 山口明子

1 EU における CSR 重視の政策背景

国の政策に取り入れられて積極的に CSR 推進に取り組む EU の例がある。

EU 諸国が CSR 政策の実施に至る過程には、2000 年から 2010 年までの EU の経済戦略として欧州理事会が策定したリスボン戦略 (Lisbon Strategy)、2001 年に欧州委員会が公表したグリーンペーパー、そして、2011 年にその改訂版としての EU Communication¹発効による CSR 推進の指示があった。

EU は、CSR が目指す持続可能な経済が社会の持続可能性に大いにかかわっていることを確信している。「持続可能性」の確保は、EU 条約に明記される重要なキーワードであり、EU の大きな目的のひとつである。そのため、EU は、CSR を EU の目的達成のために有効なものとして捉えているようだ。

2 ドイツ政府による CSR 戦略 ——Action Plan

ドイツは、EU の中でも CSR 政策に後発した観もあったが、現在におけるその取組は積極的に進められている。ポイントは、The National CSR Strategy というマルチステークホルダーの組織が中心となり政府戦略「Action Plan²」を明示することで、確実に CSR を実施していること、また、この Action Plan の内容が CSR 推進のための具体的ゴールとそのための手段が明確に示されていることだ。政府内組織形態は、担当部署となる各省が連携して CSR 推進に取り組むような仕組みである。縦割り行政を避け、政府全体で本気の CSR 推進をしようとする意気込みが窺える。

2-1 Preliminary remarks (予備段階の所見)

- CSR 推進が 21 世紀のグローバル化した世界の中核的問題に向けた貢献をする
- CSR は、政策的行為の代用品ではない。…潜在的な CSR offers [提供・提案] を引き出すには、社会全体の団結した努力を要求する。

____政策セクターでもない、ビジネスでも市民社会でもなく（全体の団結が、）大きなチャレ

¹ “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS”

http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sustainable-business/files/csr/new-csr/act_en.pdf

² “National Strategy for Corporate Social Responsibility - Action Plan for CSR – of the German Federal Government”

http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Publikationen/a398-csr-aktionsplan-englisch.pdf?__blob=publicationFile

ンジを克服できる

- このような CSR 推進のカギは、「参加企業が彼らの経営方針に CSR を統合すること、原動力となる市民社会が CSR を呼びかけ報いること、そして活動的な公的政策が社会目標を明確に述べ、CSR の積極的環境を確保・確立すること」という理解だ。
- CSR を継続的で長期にわたるタスクと考えている
——経営方針は、それらが、システムティックに計画され、長期的に連動した時にだけ建設的で、発明的、資産的な成功となりうる。
- CSR の実施にあたり企業は OECD ガイドラインや ILO 三者宣言、UNGC のような国際的機関やイニシアチブに手引きされる
- 多国籍企業だけでなく、中小企業にもフォーカスする
- さらに企業の責任を国際的に促進し続けていく
——ドイツは、パートナー諸国との取組み、また、責任あるアントレプレナーシップのためのパラメーターの改良や、政府とビジネス間の協働を高めることに活発であることを目指す。

最後に、

- この Action Plan の重要な目的を、「事実への理解を徐々に教え込むこと」としている
——すなわち、ドイツにとって CSR の実施は、企業や社会に Pay off する（報いる）こと、長期において、企業の競争力を高める手段・方法を提供すること、そして、社会的課題への解決を見出す手段を提供することとする。また、この課題は、政策的措置だけでは達成することはないと述べる。とりわけ、資産や経済危機の時、CSR はビジネスの信頼回復に重要であることへの理解を求める。
⇒この見方において、CSR は、社会、エコロジカルの市場経済システムの中で、一つの要素と理解されている。

[小括]

以上の所見をまとめると、この Action Plan は、第一に巨大経済、社会、環境の課題に対処することを可能にするために、政府セクター、ビジネス、労組、市民社会の相互作用を組織し、形成することを狙いとする。そして、そのような個別の CSR の発展が、ドイツにとって、社会、環境分野、などの社会とビジネス両方の利益を、国際的に享受することへの配慮を高めることの認識を持つことだ。

そのような認識の下に、ドイツ政府の方針・目標として以下を掲げる。

- 企業や公的機関によって堅実に CSR を定着させる
- さらに、中小企業を CSR に取り込む
- CSR の可視性や信頼性を増す
- CSR の政策枠組みを最適化する

- グローバリゼーションの社会、環境次元の形成に寄与する

Action Plan は、このような政府の方針を示したうえで、項目ごとにゴールを設定し、そのための具体的施策を掲げる構造になっている。

3 Objectives and measures of the Action Plan for CSR

3-1 Anchor CSR even more firmly in enterprises

企業に、よりしっかりと CSR を根付かせる

Action Plan では、はじめに、企業に、より堅固に CSR を根付かせるため、より多くの企業を CSR や持続可能マネジメントに取り込むこと、特に中小企業への促進が必要であることを掲げる。

目的達成のための政府措置：

- The Federal Ministry of Economic Cooperation and Development はすでにプライベートセクターのためのサービスオフィスを設けており、この省が、Developpp.de programme を中小企業にとってより魅力的なものにしていく。また、このプログラムのための基金はすでに増加している。
- CSR 課題普及のため、CSR の「灯台」や戦略的パートナーシップを利用するとして、
 - CSR を実践する大手国際的企業や DAX30 企業をペースメーカーとする。
 - CSR 活動の公的評価を育成するために CSR 賞を表彰する。
 - 多国籍企業をアシストするために、OECD 原則を含む国際的に承認された Instruments やイニシアチブの line にのせていく。
 - UNGC や the Round Table on Code of Conduct といった国際的 CSR 関連のイニシアチブへの支持も表明している。

さらに、

- 国内外で責任ある micro-enterprises を育成し、アシストしていく。
 - そのために、ドイツ政府は、microcredit fund を設置しており、小規模会社や新規ビジネスが金を借りるのを簡単にする手段を設けている。(Federal Ministry of Labor and Social Affairs, Federal Ministry of Economics and Technology)

3-2 Increase the credibility and visibility of CSR

CSR の信頼性と可視性を増すこと

企業による CSR 活動が基本的必須条件として、可視化されることが必要であるとする。

___それにより、企業にとって重要なターゲットグループ（消費者、投資家、就職希望者や公的機関さえ）が CSR を理解し、意識し、判断し報いるようになることが可能になる。ただし、ここにおいて法規制を目標としない。

また、ドイツ企業は他国と比較して CSR の取り組みの水準は高いことをのべ、その結果、国外へも影響を与えられると考えている。

___しかし、そのような情報を束ねるための中央の **coordinating body** を必要とするものの現状の不足を自ら指摘する。

政府自身が設定するゴール：

- 適正なターゲットグループのため、とりわけ消費者に向けた CSR の情報発信で、
___透明性のあるそれら情報を利用して（消費者なら商品の購入判断などの）決定を促そうとする。
- 海外に向けたドイツ企業の高い CSR パフォーマンスのイメージ促進
___これによりドイツの国際競争力を押し上げようとする。具体的には、高い技能を持った働き手の獲得や投資、市場の中でアドバンテージを得ようというものだ。

目的達成のための政府措置：

初めにある情報を束ねることに関しては、

- 関連省庁による Website の拡大
 - www.csr-in-deutschland.de (or its English version: www.csr-in-germany.de)
The Federal Ministry of Labor and Social Affairs
 - www.csr-weltweit.de
The Bertelsmann Stiftung Fundation と外務省が手掛ける
- 消費者向けの情報小冊子の発効
- 国際的 CSR portals のサポート__汚職防止のため
 - the anticorruption website www.business-anti-corruption.com
 - the information portal <http://baseswiki.org>
(The Federal Ministry of Economic Development and Cooperation、その他)
- ドイツ大使や国外機関による取り組み
なにより、ドイツ政府がこの問題に関する国際ビジネスや政策的ダイアログに大きな注意を払うことを宣言している。セミナーの開催などにコミットしていく。

3 - 3 Integrate CSR into education, training, science and research

CSR を教育、トレーニング、科学、そして、リサーチに統合する

「基本的な価値重視の経済的トレーニング（倫理的、環境面の課題を射程に入れまた、持続可能性を営む問題への理解を深めること）は、開発の決定には必須条件であり、また、今日のグローバル化した経済において full occupational competence（十分な職業適性）だ」として、将来の消費者、従業員、ビジネス・政策部門のマネージャーに持続可能性や社会的責任マネジメント原理の内部化を求める。

政府自身が設定するゴール：

- CSR の経済的スキルや認識を改善するため、secondary school での教育、そして、職業トレーニングや大学のトレーニングを通じての継続、それらの継続を通して拡大すること
- 大学におけるリサーチや教授の中で、CSR 関連トピックスに大きな重要性を置くことへのインセンティブを確立するため、crossdisciplinary（学問の）なリサーチネットワークを設け、理論派と実践派間のダイアログを育成すること

目的達成のための政府措置：

- 重要なプログラムとして、
 - the SCHULEWIRTSCHAFT (SchoolBusiness) national network of German business associations (Federal Ministry of Economics),
 - the project SchoolBusiness Network in Eastern Germany (Federal Ministry of the Interior)
- プラクティカルトレーニングの資金援助
- CSR のインストラクターに向けた初期的な継続してきたトレーニングを改善し、発展させた実践データを得る
- 国際的リサーチネットワークの育成として、
 - the Institute for Future Studies and Technology Assessment (ITZ) and conCISE.net (= Contributing to a Competitive, Innovative and Sustainable Europe through networking)
 - the networking of research activities on the subject of sustainable development, innovation and competitiveness which the Institute for Applied Ecology (Ökoinstitut e.V.)
- The Deutschlandstipendium（ドイツの奨学金）プログラム

さらに、開発協力の対策の一部として、大学やアカデミックネットワークへのアシスタンスが提供されることになっている。

発展途上国や新興国での CSR 実践として、the Principle for Responsible Management Education をもちいることで企業の助けになるとしている。

また、基準を発展させるためのラウンドテーブル設置の試みもしていく。

3-4 Strengthen CSR in international and development-policy context

国際的開発政策における CSR 強化

「国際的また開発政策を背景とした CSR 強化は、持続可能性を維持するには必須だ。経済、社会、エコロジカルのバランスのとれた開発・発展、とりわけ、発展途上国や、新興国においてそのようにいえる」として、国際レベルでのドイツ CSR の強化を目標に掲げる。

政府自身が設定するゴール：

- 国際的に承認されたスタンダードを根拠とする現存の法的拘束力のある規範を含めた体制の中での強化
- 気候変動、エネルギーや、必需品の不足、貧困や移民といったグローバルな課題に、パートナー国と共同で取り組む

目的達成のための政府措置：

- 第一にドイツ政府は、国連や G8、G20 や、EU…のような適切なフォーラムにおいて、CSR 上の国際的対話を増大していく。そして、国際的に承認された CSR instruments やイニシアチブを増やすために、CSR への理解を得られる機会や、広報活動を設けることを目指す。
 - これらの活動は例えば OECD ガイドランや、UNGC、ILO 三者宣言を（中心に）営まれるだろう。
 - 地方での企業 CSR 活動へのアシストとして、開発国のパートナーをターゲットとする the develoPPP.de programme を継続し、拡張していく。

共同開発の取組みについては、

- 政府は、パートナー国での公正な労働環境の確立と、MDGs や ILO の Decent Work Agenda の履行を活発に促進することを続けていく。
 - そのために、省がイニシアチブをとる the Roundtable, Code of Conduct のような対話フォーラムを活用する。
 - CSR の分野の中でバイラテラルで地域的な開発協力のプロジェクトを、先進的に発展、洗練されたものにしていく。すでにインドと中国では始まっている。

3 - 5 CSR's contribution to meeting societal challenges

CSR による社会問題対応への貢献

「ドイツ政府は、economic and ecological development trends との関連で浮上してくる機会やメリットを活発に利用することで、また、社会問題の予測やそれらを成功裏に処理することで、ビジネスを促進したい」と述べる。

——たとえば、人口統計の変化による労働者の見込みが提示する課題、年齢構造のバランスを保つこともまた企業の課題の一つだとする。具体的には、年配の働き手から潜在力を引き出すべきだという。ここでは、そのほかに、家族関連の理由で休暇をとることや健康促進について言及する。

政府自身が設定するゴール：

- サステイナブルな人間マネジメントシステムの育成
——これは、年齢、ジェンダー、移民の背景を持つ者に向けた a diversity-driven approach をとる。社会の多様性のメリットを利用して、将来の課題に対応できる生産的な労働世界を確立し、あらゆるグループに公正・公平な労働の機会を開く。
- 気候変動や希少物質の不足に対応する技術革新の能力を高める

目的達成のための政府措置：

- ドイツ政府は、life-course 重視、また、従業員重視の人事マネジメントシステムの positive conditions をサポートしていく
 - 人口統計のシフトに対応する
 - 例えば、仕事と家庭の 2 つの要求のバランスを調整する努力のサポートを含む。また、前進的 family-conscious な労働構築の開発を含む。
- 社会的多様性を育成していく など

3 - 6 Continued development of a CSR-friendly environment

CSR にフレンドリーな環境の継続的發展

「CSR がビジネスと社会のために有益であることの確立には、すべての適切な社会の行為者間の相互作用を要求する。結果として、政策セクターは、ビジネス、労組、市民社会と一緒に CSR 育成のコネクションの中で、活発な役割を持つことになる。」その上で、将来的に政府は、CSR 育成に関与することを宣言し、CSR の実践を貿易や産業に誘引するインセンティブを確保すると述べる。

政府自身が設定するゴール：

- より強力に大きな調達量を設けて一般公的入札や公共調達の活動と連動させる
- 成長する市場のダイナミックフォースに **SRI** の注意を喚起する
 - ___ドイツ国内での投資決定の中での利用を設けたり、開発政策のコネクションの中にイン
プットする。

目的達成のための政府措置：

- ドイツ政府は公的入札の中でクライテリアを使って、持続可能性を強化、前進させようとする
 - **The Act to Modernise Procurement Law (2009)**
 - ___契約部門に追加的な社会・環境の要求を契約に課すことを認める。～それら要求
が事実上、契約の対象に関連する場合に。
 - **The Sustainable Procurement working group**
 - ___**The Federal Ministry of Economics and Technology** の下設立された。
 - ドイツ連邦の代表との **An Alliance for Sustainable Procurement Practices**、
 - ___州や地方自治体は、このワーキンググループの手助けで展開する。

追加的にドイツ政府は、持続可能な公的入札のプラクティスにおける専門知識の増進に向けたアクションを採ろうとしている。

- 独立した大臣が、**CSR** レポートを発行していく
 - ___社会的責任の範囲で模範となり、ペースメーカーとしての役割を維持する。
 - ___各省のレポートは、**GRI** のクライテリア、**the EMAS** の環境声明にもとづいて書かれる。